

第3章

ベトナムにおけるフランス植民地支配衰退期の 華僑統治と中国

はじめに

本章は、第2次世界大戦をはさんで1930年代から40年代末頃のベトナムにおける華僑統治と2つの中国との関係を考察するものである。

ベトナム史におけるこの時期は、19世紀中期から続いたフランス支配が大きく揺らぎ始め、独立戦争＝インドシナ戦争へ突入する重要な政治変動期に当たる。約80年間にわたって形成されてきた植民地支配体制の枠組が崩壊する、近代から現代への過渡期である。

ベトナム華僑はフランス植民地経営にとって不可欠の存在であったが、1930年代後半以降その統治制度は衰退の一途をたどる。本章で筆者は、その過程に2つの中国勢力、すなわち中国国民党政府と中国共産党がいかに関わったかを、試論として提示したい。本章は華僑社会の親中国派の活動を中心課題としてはいないが、資料の許す範囲でこれらについても扱っている。

さて、ベトナム華僑にとっては、清国政府も中華民国政府も、居留国での待遇に関する不満の提訴の窓口であった。端的に述べるなら、両政府に対するフランスの態度は、19世紀末から一貫して常に威圧的であった。しかし、それは1930年の南京条約前後から少しずつ柔軟なものとなり、日中戦争の勃発を契機に一変する。すなわち中国国民党政府の国際政治における位置づけ

が大きく変わったことにより、フランス・中国関係は好転する。1930年代後半から40年代に、ベトナム華僑社会はその影響を強く受けた。

また戦後は、北部ベトナムの中国国民党占領軍の撤退問題を巡り、フランスは中国国民党政府に大きく譲歩せざるをえなかった。その結果、1940年代末にフランスの華僑統治体制は崩壊したと述べても過言ではない。

他方、1945年に独立を宣言したベトナム民主共和国は、中国国内で内戦に勝利した中国共産党からの物心両面の援助を得て、フランスからの独立戦争に勝利した。本章の後半では、1930年代から40年代の共産主義運動のなかのベトナム華僑問題を考察する。ベトナム、中国両共産党が、「華僑」をめぐるどのような態度を示したか興味深い。ここでは、これまでほとんど知られていなかった第2次世界大戦直後のベトナムにおける「中国民主同盟」（以後「民盟」と略す）の工作活動についても、当事者の回想録を基に紹介したい。

本論の構成は次のとおりである。まず第1節で、フランス植民地時代のベトナム華僑社会の特徴を述べ、植民地政府の華僑統治制度の基本的な枠組を明らかにする。次に第2節では、中国国民党政府の要求に対してフランスが華僑政策の変更を迫られた状況を、中国領事派遣問題、日中戦争を契機とする華僑難民問題、戦後における中国国民党占領軍撤退問題を中心に論じる。続いて第3節は、ベトナム共産主義運動およびベトミン運動のなかの華僑をめぐる中越両共産党の確執、ハノイの華僑を対象とした「民盟」の活動を検討する。最後に第4節で、第2次世界大戦後におけるベトナム南部華僑社会の変動および、1940年代末のフランスの華僑統治制度の崩壊についてまとめることにしたい。

第1節 背景：植民地時代のベトナム華僑

1. 仏領期華僑社会の特徴

ベトナムにおける中国人移民の歴史は古くにさかのぼる。フランスはコーチシナ領有の当初から、居留する中国人の活動を容認し、彼らを植民地体制に組み入れた。とりわけ直轄植民地コーチシナで彼らは、酒、アヘン税などの徴収を請負い、経済的仲介者としての地位を引き続き独占した。⁽¹⁾

コーチシナにおけるメコン・デルタの開発は、主として新田開拓に米作農民としての強さを発揮するベトナム人と、粳米の流通および加工を基軸に、網の目のようにはりめぐらされた内外商品の市場を形成した華僑によって推進されたと述べても過言ではない。⁽²⁾ コーチシナにはベトナム華僑の約8割が居住し(第1表)、彼ら華僑の納税額(人頭税、営業税、登録税、出入国税その他)は、1930年代半ば、コーチシナ地方収入予算の4分の1から3分の1に上った。⁽³⁾ 彼らの存在は植民地経営上もきわめて重要であった。

他方、そのような南部に比べて、ベトナム北部における華僑の勢力浸透は

第1表 ベトナムの中国人人口(1921, 31年)

(単位：人)

地 方	1921	1931	増 加 数
コーチシナ	156,000 (80%)	205,000 (77%)	49,000
トンキン	32,000 (16%)	52,000 (19%)	20,000
アンナン	7,000 (4%)	10,000 (4%)	3,000
計	195,000 (100%)	267,000 (100%)	72,000

(出所) Ky Luong Nhi, "The Chinese in Vietnam: A Study of Vietnamese-Chinese Relations with Special Attention to the Period 1862-1961," 博士論文, University of Michigan, 1963年, 42ページ。

原資料は *Annuaire statistique de l'Indochine*, Vol. II, 63ページ; Vol. III, 53ページ。

容易ではなかった。1870年代以降フランスの圧力の下で、外港が開かれ、粵の流通や鉸山開発に華僑の活動が活発化するが、人口稠密なベトナム村落社会は歴史的に反中国的意識が高かった上、生存維持的農業に執着し、華僑の得意とする商業部門の発展は期待できなかった。北部ベトナム社会において華僑人口が南部ほどの増加を見なかったのは、これに加えフランスが北部の鉸山・農園開発を独占するなど、おおむね華僑にとって経済的うまみが少なかったからである。

中国人移民のベトナムへの流入経緯を見ておこう。ベトナムでもほかの東南アジア地域と同様に、19世紀末から世紀転換期に、中国人入国者数は急増したとはいえ、同時期の英領マラヤと比べるとベトナムへの移民はその10分の1程度にとどまった⁽⁵⁾。

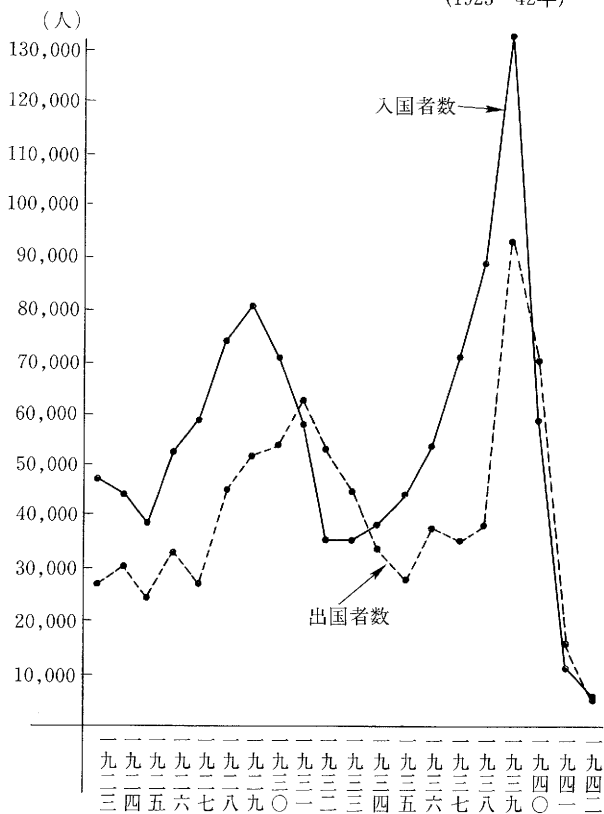
第1図を参照されたい。1920年代後半、再び移民が急増しベトナムの中国人移民社会は発展する。1928～29年には、年平均7万7000人以上の中国人が華南から入国した。公的な統計では、1931年に登録されたベトナムの中国人は、コーチシナに20万人、トンキンに5万人、アンナンに1万人以上、合計約26万人であった。

両大戦間期は、後述する日中戦争の避難民も含め、家族移住者が急増した(第2, 3表)。また、チョロンとサイゴンなどの華僑の主要都市への人口集が進んだ。都市部の華僑社会は新移民による中国文化の保持の傾向を強め、同郷地縁集団(幫)の子弟のための方言別学校建設も相次いだ⁽⁶⁾。

1920年代の都市部の活況は、植民地期ベトナム華僑経済の最も繁栄した時代を象徴するものであった。1920年代は、フランス資本の本格的な流入と積極的な「開発の時代」である。華僑社会は不断の移民・移出民を繰り返して、常に新しい活力をベトナムに補給した。彼らの多くは無資本でやって来て、懸命に働き、小金がたまると商人に転身する。フランス植民地政府の役人は、「インドシナのために酵母のように生産を膨らまし、富を作る」のは彼らの商業活動であると、述べている⁽⁷⁾。

しかし、植民地支配下の華僑経済は様々な問題も抱えていた。信用に頼り

第1図 ベトナムにおける中国人出入国者数の推移
(1923-42年)



(出所) 第1表と同じ(55ページ)。

原資料は *Annuaire statistique de l'Indochine*, Vol. II, 67ページ; Vol. V, 54ページ。

投機的で脆弱な経済体質，同一方言集団にかたよりがちな排他的職業構造，近代的な金融制度の未発達による資本不足などに加え，フランス植民地政府は華僑の生産部門への経済進出を，フランス資本優遇の立場から厳しく制限していた。

フランス植民地政府は19世紀末以来，インドシナを華僑の経済活動とつながりの強い東アジア近隣諸地域からできるかぎり切断し，フランスの経済圏

第2表 コーチシナの中国人入国者数（1926～28年）

	男	女	子 供	計
1926年	14,123 (40%)	10,463 (30%)	10,214 (29%)	34,800
1927年	15,815 (38%)	12,583 (30%)	13,149 (32%)	41,547
1928年	18,703 (37%)	15,174 (30%)	16,930 (33%)	50,807

(出所) In spection Générale du Travail de l'Indochine, *Rapport; Sur l'emigration et l'immigration ouvrière en Indochine et l'immigration chinoise*, 1929. (AN, SOM, <Affaires économiques> Main d'oeuvre Indochine, Carton 26).

第3表 1936年の中国人入国者数

	男	女	子 供	計
アンナン	682	176	203	1,061
コーチシナ	14,237	11,822	9,668	35,727
トンキン	11,108	2,696	2,833	16,637
計	26,027 (48.7%)	14,694 (27.5%)	12,704 (23.8%)	53,425 (100%)

(出所) Victor Purcell, *The Chinese in Southeast Asia*, 第2版, ロンドン, Oxford University Press, 1980年, 178ページ (*Annuaire statistique de l'Indochine, 1936-37*, vii, 33ページ)。

へ結びつけようとしてきた。1929年に制定されたキルシエ関税法は、ブロック化への一層の努力といえる。華僑の経済力はフランスの植民地統治にとって不可欠であると同時に、脅威でもあったからである。

ベトナム華僑の経済活動を直撃したのは、1929年の信用危機、その直後に襲いかかった世界恐慌の影響であった。華僑経済は1930年代前半大打撃を受け、移民社会は混乱し、ベトナム経済の低迷を招いた。⁽⁸⁾

2. フランスの華僑統治政策

周知のようにベトナムの歴史は中国との関係が深かったため、その社会には中国文化の影響が強く見られる。かつて中国人や在越華僑は朝貢貿易あるいは密貿易の担い手であったし、漢民族の血は新村建設の歴史のなかでもベトナム人に受け継がれた。フランスはベトナムにおける植民地支配を確立するに当たり、前述のように華僑の経済力に依存したが、他方では国内の中国的な要素をできるだけ排除する努力をした。

例えば科挙を廃止して、社会諸制度を儒教的なものから西欧的近代思想に基づく機構に改変すること、文字も漢字ではなくベトナム語のアルファベット化、フランス語教育の普及がめざされた。子供たちのベトナムの歴史の教科書においても、反中国的なトーンが強調された。⁽⁹⁾

フランスの華僑統治政策の基本的姿勢は、民族的隔離、人種的差別、経済的利用に集約されるであろう。その結果として、1.で見たように中国人の流入はほかの東南アジアと比較して制限的で、現地社会への同化も阻まれた。

また華僑統治の基本的方法は、前植民地時代から続いていた「幫」(bang, congrégation)の再編と強化にみることができる。華僑は従来、同郷同一の方言を話す集団の相互扶助組織、各種の幫に自らの生活を依存した。フランス植民地政府は1870年代以降、阮朝の華僑統治政策としてあった「幫制度」を継承し、19世紀末の出入国管理強化を経て、さらにこれを中央集権化された植民地行政機構に再編した。法令は当初はコーチシナにおいて1906年に総督令として発布され、やがてベトナム全土で施行された。⁽¹⁰⁾

それによれば「幫」は、広東、福建、潮州、海南、客家の5つと定められた。移民は入国の際に、移民局と警察の監督下で、同郷の「幫」に強制登録され、「幫」への加入を義務づけられた。「幫」には、フランス植民地政府が任命した幫長、副幫長を中心に、集団的「自治」が強制された。

幫長は幫のグループと植民地政府の仲介者であり、成員名簿の提出、移動

の届出、成員の人頭税の徴収、秩序維持、植民地当局の命令の伝達などを、フランス官憲の監督の下で行った。その代償として幫長は人頭税を免除され、徴収した幫の税の0.5パーセント分を支給された。幫長は、成員に対して出入国の、またさらにインドシナからの追放の実質的な権限すら、当局から付与されていた。フランス植民地政府は、東南アジア社会の各地に見られた自発的、分散的な華僑の相互扶助集団を画一的に機構化したと言える。¹¹⁾

幫長を介した華僑管理は、フランス植民地当局にとって手間のいらぬ安上りの支配形態であったが、“congrégation”として機構化された「幫」の、植民地政府にとって最も重要な機能は、その徴税システムであったと筆者は考える。

フランスの華僑政策のなかで特筆すべき点は、人頭税である。華僑は阮朝時代と同様に徴兵と夫役は免除され、営業税ないし地租、人頭税を課された。仏領期の人頭税徴収こそは、ベトナム華僑の最大の不満の種であった。

この問題はベトナム華僑の法的地位と関連する。仏領期の移民は①白人(欧米人)、②アジアの外国人、の2つの法的カテゴリーに分けられた。人頭税は後者にのみ課せられた。ベトナム人も人頭税の義務があった。しかし華僑のそれは、基本額の上に、所得額に応じて累進的に課せられる営業税もしくは地租の金額をプラスされた。免除者は、女子、17歳以下の男子、身体障害者、60歳以上の老人、またフランス人の農園で雇用される労働者、前述の幫長などである。

華僑は、フランスと清国の間に結ばれた天津条約(1885/86年)で最恵国待遇を与えられたが、白人と差別されてこのように重い人頭税を課せられた。華僑は清朝(後には中華民国政府)に訴えて撤廃を要求した。¹²⁾しかしフランスは、19世紀から20世紀初頭まで常にこれを拒否し続けた。フランス植民地政府は、ベトナムにおける華僑の外国人としての特権的地位(例えば「民族」の自治=幫制度、経済活動の自由)は十分与えられていると主張して、譲らなかつた。¹³⁾

人頭税の額は19世紀の末からしばしば改定され、急速にアップされ続けた。¹⁴⁾

フランス植民地の重い人頭税は、ベトナムの中国人移民の流入を制限する大きな要因だったのである。

ところで当局は、政治的にも幫制度を都合の良いものと見ていた。植民地政府は中国人のナショナリズム運動が地方ごとのコミユナルな枠を越えて広がる危険性——それがベトナム人に飛び火する可能性を恐れ、常に神経をとがらせた。インドシナ総督は、ベトナム華僑が祖国中国の革命政党を支持する傾向が強いとして、上海や広東のフランス領事に中国語出版物の分析をさせ定期的な報告を得ていた。またベトナム国内では、清朝外務省の依頼もあり、政権の転覆を狙う華僑の不穏な活動を探る目的で定期刊行物やパンフレットなどのチェックが絶えず行なわれていた。¹⁹⁾

ベトナムに到着した華僑は、同郷同一方言別に括られた「幫」に生活の一切を依存し、主として都市での出稼ぎ生活を送った。同郷のコミユナリズムは「幫」制度によって温存され、グループの団結を醸成したが、出身地ごとのエスニック・グループ間、そしてまたベトナム人社会からの分断は促進されたのである。

フランス植民地政府の華僑統治をめぐる中国政府とフランスの対立が1930年代以降の国際環境のなかで変化していくことを、次節で明らかにしたい。

第2節 ベトナム華僑をめぐる仏中関係

——中国国民党政府——

1. 中国領事の派遣問題

人頭税問題とともに、中国・フランス間で対立していた重要事項は、1885年協定で認められていた領事の派遣問題である。中国側はフランスから、ベトナムへの領事の任命を長く延期させられていた。時宜を待った中国側の再三の要求にもかかわらず、フランスは拒否し続けた。植民地政府は、行政組

織に組み込んだ“congrégation”が存在し、各出身地の方言を話す幫長が滞りなく職務を遂行しているから、領事は不要と主張した。中国側は、これに対して、幫長はフランス行政の代理人であるから領事とみることはできないとして、あくまでも領事館の設置を求めた。¹⁶⁾

20世紀にはいって、ベトナムの国内でも中国領事派遣の要求は高まっていく。重い税金に苦しめられる華僑は、領事の派遣が少しでも自分たちの立場を好転させることを願った。当時の植民地アジアでは、中国領事館がすでに各地に設置されていたため、1929年フランスはようやく重い腰を上げ、蒋介石政府との間に相互協定を結んだ。

中国市場の開放を求めた通商条約（1930年）と引きかえに、華僑の法的地位は名目的には改善され（「特権を有する外国人」という名称に変わっただけで実際には問題は棚上げのまま）、領事館建設はサイゴンで1935年、ハノイで36年¹⁷⁾ようやく実現した。

ただし、“congrégation”としての「幫」の廃止を求める中国領事の要求は相変わらず無視された。フランス植民地政府の「幫制度」に対する執着を、ここに確認することができるだろう。後述するように、「幫制度」の廃止は第2次世界大戦後、ベトナム北部に占領軍を置いた中国国民党政府の強い要請によって、はじめて実現することになるのである。

2. 日中戦争と華僑難民

フランスの華僑統治政策は、先述の例に見るように、1930年代半ばからそれまでの強硬な姿勢をしだいに切り崩されていくが、1937年の日中戦争の開始によってその傾向はさらに強まった。

1937年に上海で日本が軍事行動に出ると、近接国のベトナムには、戦火を逃れた中国人避難民が多数押し寄せた。フランス植民地政府はこの緊急事態に対して、1920年代後半に取り締まりを一層厳しくした中国人入国制限（華僑の政治運動の高まりを警戒したために採られた政策）を、東アジアにおける対

第4表 ベトナムにおける中国人の移民

(単位：人)

	入国者数	出国者数	入国者数－出国者数
1923	47,017	27,186	19,831
1924	44,228	30,380	13,838
1925	39,656	24,463	15,193
1926	52,579	33,632	13,947
1927	58,202	27,088	31,114
1928	74,244	44,212	30,032
1929	80,720	51,412	29,340
1930	70,900	53,224	17,676
1931	57,784	62,388	－ 5,604
1932	35,274	51,126	－15,352
1933	36,188	44,537	－ 8,401
1934	38,653	33,515	5,143
1935	43,888	28,143	15,745
1936	53,424	37,571	15,854
1937	70,731	35,926	34,805
1938	91,510	38,210	53,300
1939	132,530	92,830	39,700
1940	58,200	72,640	－14,440
1941	11,980	16,220	－ 4,240
1942	6,900	6,400	500
1947	36,320	26,659	9,961
1950	6,671	8,012	－ 1,341
1951	4,244	5,025	－ 781

(出所) 第1表と同じ(55ページ)。原資料は、*Annuaire statistique de l'Indochine*, Vol. II, 67ページ; Vol. III, 57ページ; Vol. V, 54ページ。

日政策上、緩和せざるをえなくなる。

当時のベトナムへの中国人入国者数の急増を、確認しておこう。第4表を参照されたい。世界恐慌の影響による不況の底から抜け出して、入国者総数は1933年頃から増加に転じ、翌年には出国者数を入国者数が上回った。1934年の入国者数3万8000人は、37年には7万人以上、38年には9万1000人、39年には13万人に達した。日中戦争の影響を強く受けていた1937年から39年の間の入国者数－出国者数、すなわち滞留者数は、単純計算でも約12万8000人

となる。⁽¹⁸⁾

ところでこの時の華僑避難民は、ベトナム北部に殺到した。前述のとおり、従来、華僑のベトナムにおける経済活動の中心地は、海外市場に開かれたコーチシナにあった。北部に入国した華僑集団はベトナム社会との摩擦が大きかった。当時の様子を、『南支南洋』1939年8月号の記事から拾ってみよう。

「『日華事変』の勃発以来、ハイフォン、サイゴンには、まるで自国の港のように中国人が上陸し続けている。滞在税、人頭税として約40ピアストルを支払えばよい。その数は毎月1万人以上にも達している。彼らはベトナムの都市で、ホテル、料理店、バー、カフェ、フランス人家庭の使用人また汽船会社のボーイなどの仕事をベトナム人から奪い始めた。各都市の生活費は高騰し、家賃や家屋の値段は暴騰はなほだしい。地元の小売店まで中国人に奪われつつある。こうしたなかでベトナム人は神経過敏となり、避難中国人との間に一触即発の緊張が生じている」。

実際、1939年4月から5月にかけて、暴動事件が多発した。ハノイ近郊のイエ・フーで、またカム・イエンで、そしてホンゲイのハトウ（いずれも北部）でも、些細なことでベトナム人と中国人の衝突から乱闘事件が起こった。ハトウの暴動は、1000人近いベトナム人が中国人の住む家に殺到し、室内の物品を手当たりしだいに破壊した後、放火したという。

この事件を契機にベトナム人の新聞紙上では、かつて無いほど中国人難民の受け入れ反対の声が掲載されるようになった。入国制限の復活や受け入れ体制の整備を求める意見が、フランス植民地政府に突き付けられ、当局は対応に苦慮した。⁽¹⁹⁾

しかしながら、国内での対応に追われる一方で、フランスは日本軍との対抗上、中国国民党政府との関係を改善し、ベトナム北部からの雲南鉄道による物資援助を1938年から40年6月まで続けた。⁽²⁰⁾ 蔣介石にとってインドシナは、南京の親日派に対抗する心理戦争の基地ともなった。⁽²¹⁾

1930年代後半におけるフランス・中国関係の好転は、ベトナム華僑社会の内部にはかなりの影響を与えた。例えば華僑学校へのフランス植民地政府の

干渉は緩和され、当時の中国政府の南洋華僑に対する教育重視政策も背景にして、中国語学校が発展し、中国語の印刷物も多く出版されたという。先の日中戦争の避難民のなかには教師も多くいて、教育界はかつてない程充実したようである。⁽²²⁾

さて、日本軍は1940年9月には援蔣ルートの切断を狙ってベトナム北部に進駐した。その2カ月前に中越国境が封鎖された時には、ベトナムで活動していた蒋介石軍と中国国民党を支持していた華僑たちは、日本軍の侵入を避けてトンキンを脱出した。⁽²³⁾

3. 北部占領軍の撤退をめぐる

日本の敗戦と同時に、ベトナム北部には、アメリカの後押しを受けて日本軍の武装解除を名目とした蒋介石軍が進入了。⁽²⁴⁾そして、8月革命を遂行しフランスからの独立を目指すベトミン勢力と対峙した。脱植民地化のうねりのなかで、フランスをはじめ様々な権力グループが拮抗する戦後の激動期が到来する。

しかし蒋介石の率いる国民党政府の政治的立場は、一枚岩ではなかった。蔣は占領に先立ち、フランスに対してインドシナにおける植民地権力の復帰を認めていたとされるが、他方でベトナムの民族独立運動グループ、とりわけベトナム国民党の活動を支援し、1945年9月からの北部占領の水先案内人を務めさせた。さらに占領軍総指揮官ルー・ハン (Lu Han) 将軍 (雲南の地方勢力) は、反仏的態度が目立ち、8月革命後のホーチミン政府やアメリカ顧問団と友好関係を保っていた。⁽²⁵⁾

日本軍の進駐からインドシナ戦争開始まで (1940年から46年) の政治的、社会的変化を研究したヴー・チェウ・グー (Vu Chieu Ngu) によれば、3万の日本軍の武装解除に、4個師団15万の軍隊が北部に送られた。随行の男女もふくめると実に総計約20万に及ぶ中国人がベトナムに入国した。ヴーはその背景として、雲南の地方勢力の国内での台頭を押える蔣の策謀のほか、戦争

と混乱の被害を被った南部の中国人に一時的であれ生活の資を与える目的があったことを詳しく分析している。⁽²⁷⁾

インドシナにおける大規模な中国軍の存在は、ベトナム華僑にとっては、またとない黄金の機会を招来した。占領軍の進軍にもなって彼らは、必要な物資の調達その他、戦利品、闇物資の流通、通貨投機に奔走した。⁽²⁸⁾

占領に先立って蔣が、中立主義もしくはベトミンの独立支持など玉虫色の立場を表明したり、アメリカと共謀してフランスを追い出す計画があるという噂が流れる状況のなかで、フランスは一刻も早く中国との交渉（占領軍の撤退および南中国に避難させた5300のフランス兵の再軍備に関する）に決着を付け北部に復帰することを願った。⁽²⁹⁾

中国側は、この機をとらえて①1899年以來の広州湾に対するフランスの権利を放棄させること、②占領と撤退に要する高額の経費要求、③雲南鉄道の輸送収益の中国分の確保、中国商品の免税、④インドシナ華僑にインドシナのフランス国籍をもった者と同等の権利を与えること、⑤幫制度の廃止を求めたのである。⁽³⁰⁾

金額交渉の見通しが付き始め、蔣が撤退をにおわせたのは、12月以降のことである。撤退の公式発表は翌1946年1月だが、2月28日に重慶で最終合意の条約が結ばれた。このなかでフランスは、インドシナの中国人に対して特権的外国人の地位を与え、法的手続きはすべてフランス人と同等とすることに同意した。従来からの華僑の経済的権益の保持および中国国籍の堅持が認められ、仏領期最大の問題であった人頭税はベトナム人と同額になった。⁽³¹⁾

フランス植民地時代のベトナム人と華僑の関係について分析したキィ (Ky Luong Nhi) は、法的に見ればこの条約は中国人にフランス人と同等の権利を供与したが、ベトナム人から見ればむしろ中国人に対する反感を大きくした、と述べている。その条約により、華僑が経済的にはフランス人と同等のパートナーであることが明確化されたばかりか、中国人は祖国を戦勝国かつ国際政治における4大国の1つと意識するようになり、その結果中国人移民社会がベトナム社会から心理的にも分離する傾向は一層強められることになった

のである。⁸²⁾

第3節 共産主義運動のなかの華僑問題

——中国共産党——

第1節で述べたように、フランス植民地政府によって再編された「幫制度」は、中国人移民をできるだけコミユナルな方言別地方集団として「隔離」し、彼らの民族意識の形成を抑制した。フランスが最も恐れたのは、中国人のナショナリズム運動、政治意識が、仏領インドシナ諸民族に影響をあたえ反仏的気運を高める危険であった。

ここでは、このような二重の意味で民族分断的な植民地政策に対し、ベトナム共産主義者達はどのような働きかけを華僑に対して行ったか、また中国共産党の干渉、組織工作について論じたい。

1. 30年代のインドシナ共産党の方針

ベトナム共産主義者の1930年代における華僑認識について、先行研究からまとめておこう。

ベトナム共産党の創立の頃（1930年前後）、インドシナにはサイゴン、チョロン地区を中心に約300人の中国共産党員が居住していた。彼らは、インドシナ共産党の南圻委員会に直属するサイゴン・チョロン華僑特別委員会のメンバーとな⁸³⁾った。

インドシナ（ベトナム）共産党は、インドシナの労働者内部におけるベトナム人と中国人相互の民族的、階級的対立は戦略的に回避すべきであるとの認識から、華僑労働者を積極的に党に組織化することを目指した。当時ハノイ、ハイフォンの華僑労働者を組織するために、1930年、有能な「同志」の派遣が、中国共産党に要請されたとい⁸⁴⁾う。両共産党は、緊密なる友好関係を

保持していたといえる。

日中戦争の開始以来、ベトナム華僑の反日感情は従来に増して高まった。このような状況のなかで、インドシナ共産党は、日本をベトナム人と中国人にとって「共通の敵」であるとして、その連帯感を在越華僑にアピールした。具体的には「中国人民支援委員会」の募金運動を起こしたり、中越労働者の団結を呼び掛けた。インドシナ共産党の重要人物が、華僑学校の教師として活動していたこともある⁽³⁵⁾。1930年代、ベトナム共産主義者は華僑をインドシナ革命の良き同盟者と位置づけて、フランスの支配体制に連帯して抵抗しようとしていたのである。

もっとも抗日運動の高揚のなか、中国国民党安南支部と越南華僑総商会も、1937年8月に越南南圻華僑救国総会を結成していた。そして、救国公債や救国義捐金の募集を行い、広く東南アジアの華僑組織と運動を共にしていた⁽³⁶⁾。彼らの目が常に祖国中国に向けられていたのは明らかであろう。

華僑の抗日運動は、1940年に始まる日本軍進駐以後、表面上は停止させられた。共産党が目指した華僑の組織化も、第2次世界大戦が終るまで実際には殆ど進展してはいなかったようである⁽³⁷⁾。

2. 中越国境地帯の「ンガイ」をめぐって

ベトナム北部山岳地帯には様々な少数民族が居住する。紅河デルタに近い周辺の丘陵地帯に比較的広範囲に分布するタイ族、ムオン族をはじめ、ラオスとの国境近くにターイ族、そのほかモン、ザオなど多民族の住み分けが特徴的である。

そのひとつに、中国との国境付近にヌン族と呼ばれた人々がいる。1979年の中越戦争で中国軍が一時的に占領したランソンの町のあるハイニン省に、彼らは居住する。「ヌン」というのはフランス時代の呼称で、ベトナムではンガイ族と呼ばれる。ンガイ族は、もともと中国広西省防城県出身の漢族集団である。1950年前後、その人口は約10万、ハイニン省の人口の65%をしめ

⁽³⁸⁾ 彼らは中国から陸路でベトナムに入り、農村に移住した華僑であった。

ベトナムに定住したンガイは、フランス時代、先述の幫には参加しなかった。植民地期に華僑の統治制度を研究したルヴァスールによれば、「ヌン」は中国人だが、インドシナに定住し、農村で米作に従事しており、行政上はベトナム人とかわりがない。人頭税もベトナム人と同額で、華僑の範ちゅうには含まれなかった。⁽³⁹⁾

古田元夫氏はベトナム共産主義者の民族政策の歴史に関する研究のなかで、この地方の華僑工作に関して興味深い事実を明らかにしている。古田氏によれば、この地方ではインドシナ戦争時代に「ヌン自治国」なるものが出現した。フランスがこれを承認したのに対して、共産主義者は、ベトミンが目指す統一戦線戦略を切り崩そうとする民族分断戦術と見て反発した。⁽⁴⁰⁾ 共産主義者は「ヌン自治国」を、フランスの傀儡国家であるとしか見なかった。そして、ンガイを積極的にベトナム人ととらえ、抗仏運動に組織化しようとしたのである。

だが、こうした状況に問題が発生したのは1940年代後半である。中国国内で、しだいに国民党軍に勝利してゆく中国共産党の活動が、ベトナムの国境地帯に影響を及ぼし始めたからである。

中国人民解放軍は戦局が好転するにつれ、国境地帯で活発な宣伝工作を開始していた。彼らは、「ンガイ」を「華僑」＝すなわちベトナムにいる中国人として、祖国中国の革命へ奉仕することを説いた。⁽⁴¹⁾

華僑の国籍問題は、両共産党の關係に微妙な問題を投げかけた。ベトナム共産党は、中国共産党が中国において勝利すれば、ベトナム華僑を抗仏戦争に支援させるのに好都合と見て、中国共産党のンガイに対する働きかけを容認した。つまり、ンガイは中国人とする立場へ、ベトナム共産党は180度譲歩せざるをえなかった。⁽⁴²⁾ 抗仏運動では徹底した反仏戦術をとるベトナム共産党も、対中国關係においては後方支援の観点からかならずしも平等の立場ではなく、妥協を余儀なくされたのである。

また当時のベトナム共産党は、華僑の組織化にあたっては、先述の1930年

代初頭のような中国共産党員でなく、ベトナム共産党の華僑党員があたるのが得策と考えていた。しかし、実際のところ華僑党員は中国革命に対する期待や忠誠心が強く、ベトナム共産党にとっては複雑な問題となりつつあった。1947年のインドシナ共産党中央幹部会において、そのような傾向が「左翼セクト主義」として非難されたこともある。⁽⁴³⁾

ベトナム共産主義運動の中で、中国共産党は、やはり大きい存在であった。中国共産党の中華ナショナリズムに対して、ベトナムは、共産主義運動のインターナショナリズムをしばしば主張する。ベトナムにとって近隣の「大国」中国の影響力を牽制するためにも、共産主義の普遍性、平等性を強調せざるをえなかったと筆者には思われる。⁽⁴⁴⁾

3. ハノイの「民盟」組織工作

戦後の短期間に、中国共産党系「民盟」がハノイで秘密に工作した華僑組織化の動きを紹介する。用いた資料は、実際に活動に携わった本人鄭衡、雷奔両氏の回想録である（『民盟越南河内支部の活動情況』（広東文史資料第52号）1984年 54～62ページ）。ベトナムに設立されたほかの民盟各支部の状況については、現在ほとんど不明である。

回想録によれば、1946年春から夏にかけて中国国民党は、民盟その他の政治運動にかかわる諸活動を禁止する措置を実行に移した。そのため民盟の幹部達は海外退去を余儀なくされ、本拠地は香港に移った。

鄭衡は中央の指示によって、潮州・汕頭出身者の多いベトナムのハノイに送られ、「ベトナム潮州同郷会理事」として、華僑を中心に民盟の組織を作る任務を負った。⁽⁴⁵⁾

彼は同時に南方総支部の責任者で、同じくメンバーには李伯球（南方総支部宣伝部長）、曾偉（南方総支部委員兼マカオ支部主任）がいた。曾は毎週鄭衡に国内情勢の連絡、闘争の方向を示し、民盟の内部刊行物『盟訊』を送った。1946年7月には「民盟の時局に対する宣言」と「盟章」、「盟員登録表」など

の重要文書も届き、また広東でベトナム革命同盟会の秘書をしていた雷奔もハノイに渡り組織工作の片腕となった。雷奔のハノイでの肩書きは、中越文化協会理事であった。⁽⁴⁶⁾

1946年は、複雑な権力闘争の年である。まず、ベトナム北部では中国国民党系の占領軍が撤退しつつあった。フランスはすでに見たように、蒋介石政府から華僑統治に関する大幅な譲歩を強要されていた。

ホーチミンのベトミン勢力は、総選挙（1946年1月）に勝利していたが、中国国民党軍の占領を背景に彼らの支援を受けたベトナム国民党、ドン・ミン・ホイのグループが発言力を増し、ホーもまた彼らに政治的譲歩を余儀なくされていた。

ベトナム南部では、1946年1月にフランス軍が再侵略を果たしていた。フランス国内では2月に社会主義政権が誕生し、インドシナ現地民との妥協が指示されていたにもかかわらず、フランスの復帰を目指す強硬なダルジャンリュウ（d'Argenlieu）大將は、ルクレール（Leclerc）総督の反対を押し切って武力により北部を奪還しようとしていた。⁽⁴⁷⁾

他方、ダラトおよびフォンテヌブローでは、ホー政権とフランスとの会議が繰り返されていた。⁽⁴⁸⁾ハイフォンの関税権を巡って両者の対立が決定的となり、8年に及ぶインドシナ戦争が勃発するのは、1946年12月のことである。

この年の秋に、先の民盟ハノイ支部委員会は成立した。委員会は8人の委員（鄭衡、雷奔、鐘廷明、劉克咨、陳莹、陳義生、鄭祖馨、饒××〔原文ママ〕）から成り、主任は鄭衡で組織は「ハノイ新地文化公司」と名乗った。表向きの活動内容は、文化事業を中心としていた。華僑から30万円の寄付を集め、経理は鄭衡が担当し、会長には許民鋒が選ばれた。機関紙『民主日報』を発行し、毛沢東や朱徳が書いた文章を掲載した。⁽⁴⁹⁾

回想録は客観的な検証史料と併用して初めて、利用価値がある。参照する資料の制約はきわめて大きいですが、しかし、鄭衡、雷奔両氏の文章から1946年から47年にかけての状況、ハノイの華僑社会の分裂的動向を多少とも垣間見ることができるといえる。

まず確認できることは、①この時期の彼らの活動が、ベトナム在住華僑の生活支援、中越友好、ベトナム人との連帯をうたいつつ中国共産党への組織化を真の目的としていたこと、②運動の中核となった人物は、ホーチミンの中国での活動を支援したつながりのある人々で、ホーチミンのベトナム政府が彼らの行動を容認し、密接な関係を持っていたという点である。⁵⁰⁾

ハノイの中華中学⁵¹⁾では、学生たちが英仏軍の暴行で犠牲となった多数の南圻華僑に対する賠償・援助をもとめて、国民党政府の領事館に抗議行動を起こした。⁵²⁾学内は、国民党支持派と共産党支持派に分かれて騒然とし、校長の辞職、学生の授業ボイコットが1946年上半期から約1年間続いた。国民党系の新聞『青年日報』および『剛峰日報』は学生を非難し、他方の民盟系『新地文化公司』は、支持した。進歩派の教員の身の安全を守るため、これらの教員は家族とも『新地文化公司』の建物にかくまわれた。この危険な事態のなかで鄭衡は遂に11月に香港へ脱出した。⁵³⁾

その後雷奔が、ホーの支援を受けてベトナム中越文化協会理事として任務を引き継ぐが、インドシナ戦争が勃発すると、民主共和国政府とともに、ハノイを出て解放区へ逃れた。回想録によると、彼らはそこで反仏インドシナ戦争支援のキャンペーンを行い、「越北華僑慰勞越南抗戰將士團」を作った。華僑の間で募金を始めて食物、日用品、衣料品をベトナム人に提供したという。このような活動は1947年1月から3月まで行われ、ベトナムの新聞に「中越一家」「中越友好万歳」という見出しで掲載された。雷奔もまた、1947年4月には広州に帰国した。⁵⁴⁾

回想録は、1946年から47年まで（中国国民党占領軍の撤退直後からインドシナ戦争が開始されるまでの時期）の短期間の民盟の活動の概略を述べたものにはすぎない。民盟は、国民党政府側の攻撃に脅かされる弱体かつ小組織の活動体であったが、少なくとも、当時のハノイ華僑社会では政治的立場が二分され、民盟の指導は華僑学校の学生、教師などにはかなりの影響を及ぼしていたと推察されるのである。

第4節 フランス華僑統治の衰退

1. 第2次世界大戦後のベトナム南部——華僑人口の急増

第2次世界大戦後の華僑難民の大量流入は、従来のフランス植民地政府の対華僑統治の枠組を壊す重要な要因のひとつである。フランス植民地政府が幫制度を通して中国人の流入を制限していた時代は終り、華僑社会は大きな変動期に入る。幫毎に見られた職業区分の特徴や商業上の領分も、戦後は消失傾向を強めたという。⁵⁵⁾

第4表によれば、日本軍進駐の初期、1940年、41年、42年と、出入国者数は激減し、しかも40～41年には出国者数が入国者数を上回った。これに対して、1947年の入国者は3万6000人、出国者は2万6000人に急増した。数が激増しただけではない。その大部分が南部に集中したことが重要である。在ベトナム中国人の地方分布状況を見ると、南部の急増が顕著である。南部の華僑人口がベトナム華僑全体のそれに占める割合は、1936年の79%から48年には85%、49年には93%にまで上昇した。⁵⁶⁾

当時のフランス高等弁務官ボラル（Bollaert）の証言によれば、コーチシナには1カ月で8000人以上の中国人が到着した。彼らは何の監督もチェックもされず、ただ入国48時間以内に領事館に登録すればよかったという。インドシナ戦争に突入したフランス当局にとって、大量移民の出入国管理を行う十分な余裕はなかったと思われる。⁵⁷⁾

第2次世界大戦直後の南部社会は、日本軍政による混乱に加えて英仏軍の侵略による戦闘が続く、戦前の輸出経済は破壊されつつあった。かつて華僑経済の中核であった粳米の流通・加工は、滞りを見せ、精米工場の破壊によって多大のダメージを被っていた。

ただ、中国人の一部はフランス軍支配都市およびベトミン軍地区の両方で、

物資の供給者となった。フランス軍が権力を奪還したところでは、撤退したベトナム人に代わって華僑が進出した。例えばサイゴンでは1947年5月、それ以前にベトナム人が経営していた店や会社が、中国人の手に握られた。トンキンでも1948年半ばまでにすべての商業部門が中国人の手中に握られたという。⁵⁸⁾

1940年代後半のこれらの変化は、北部における1945年8月革命による華僑の南部への移動、その後のインドシナ戦争勃発を契機とするものであるが、すでに第2節に見た1946年の中仏条約のまさに帰結であるといえよう。

2. 華僑政策の変化

1948年に、フランスは南部への集中的な華僑流入の増大を警戒して、入国制限を宣言し、治安条例を出す。これにより、活発化していた華僑学校の政治宣伝も、厳しく禁止された。共産党を支持する教員、学生に対する迫害も行われた。⁵⁹⁾しかし、これは戦前に見られたような植民地当局による華僑統治体制の強化とは言えない。なぜなら、この年、以下で述べるような華僑統治制度に大幅な変更をもたらす動きが生じていたからである。

1948年にフランスは、中国領事と次のような内容の文書を取りかわした。それは、中国領事にベトナムの華僑社会に対する一定の権力委譲を認めるものであった。フランスの華僑統治の枠組は、これによって一層崩壊に近づくのである。

フランスと中国国民党政府が1948年9月28日に交わした文書によれば、従来の華僑の“congrégation”の名称は、“groupements administratifs Chinois régionaux”に変更された。その上で、フランスは中国領事に対して、幫長選出に関する次の諸権利を与えた。例えば、予めフランス政府は幫長候補者リストを領事にわたすこと、領事は候補者リストに不服がある場合はそれを拒否できる。ただし、幫長の決定に意見の違いがあった場合でもフランス行政に従うべしと記された。重要なのは、幫長、副幫長を罷免させる権利を領

事に与えたこと、幫長の管轄を領事の機能に抵触しない範囲にとどめると明文化したことである。さらに、中国人入国者は出身地にかかわらず、自らが希望するグループに加入することができる⁽⁶⁾とされた。

こうした変更は、植民地時代に与えられていた幫長のグループ内権限を剥奪し、その権威を低下させるのに十分である。それに代わって中国領事の役割は大きくなり、「幫」の存在意義は弱体化する。また華僑社会における中国共産党およびベトナム共産主義運動に対する監視も中国領事館を通してより強化されたと見ることができるであろう。

結びにかえて

「幫」を植民地体制内に行政単位として機構化したフランスの華僑支配は、20世紀初頭に制度的完成をみたが、1930年代半ばからその統治体制は急速に衰退過程をたどった、と筆者は考える。その衰退要因を、本稿ではフランス植民地政府の対中国関係の変化の側面を強調して明らかにしてきた。その震源は勿論、日本の侵略を契機とした東アジアの国際関係の変化にある。

中国国民党政府の国際的地位の向上は、第2次世界大戦の渦中でアメリカ大統領ルーズベルトが打ち出した新しい方針に基づくものである。ヨーロッパ戦線を優先する英米は、日本の対抗勢力としての蔣に期待をかけ、「アジアの警察」としての地位を蔣介石に与えた。しかし、1945年9月から46年6月までの約10カ月間にわたるベトナム北部の中国占領軍（中国国民党軍）約15万の存在は、フランスの華僑統治体制の維持にとって、深刻な影響を戦後に及ぼしたと言わざるを得ない。華僑に対する統治制度の変更は、植民地体制崩壊の一局面として重要である。

民族的隔離、人種の差別、経済的利用の微妙なバランスの上に築かれたフランスの華僑統治に衰退をもたらした外的要因のひとつは、本章で見たように、ベトナム華僑社会に対するこのような中国の干渉、支配力拡大の意図で

あった。領事の派遣と幫制度に対する執拗な要求を繰り返した蒋介石国民党政府、またフランスの諸民族分断政策に抵抗するベトナム共産主義者を支援すると同時に、ベトナム華僑に対する影響力増大を狙った中国共産党の両勢力とも、その意味においてはベトナムの脱植民地化に貢献し、体制の崩壊過程を促進したと述べることができるであろう。

〔注〕

- (1) Martin J. Murray, *The Development of Capitalism in Colonial Indochina (1870-1940)*, パークレイ, University of California Press, 1980年, 76～77ページ。
- (2) 拙稿「フランス植民地期ベトナムにおける華僑政策—コーチシナを中心に—」(『国際教養学論集』千葉敬愛短期大学国際教養科紀要創刊号 1991年)59～87ページ参照。
- (3) 同上論文 76ページ。または、満鉄東亜経済調査局『インドシナにおける華僑』青史社 1986年(同『仏領印度支那に於ける華僑』1939年出版の復刻版, 以下において満鉄『インドシナにおける……』と略す)115ページを参照。
- (4) 坪井善明『近代ヴェトナム政治社会史—阮朝嗣徳帝統治下のヴェトナム1847-1883—』東京大学出版会 1991年 235～236ページ。
- (5) Gouverneur de l'Indochine, "l'immigration chinoise dans les Straits Settlements et eats voisins," *Bulletin Economique de l'Indochine (BEI)*, 第29号, 1904年, 574ページ/同 "L'immigration chinoise a Singapour," *BEI*, 第34号, 1904年, 1132ページ。
- (6) ベトナム5幫の人口推移を知る資料は見当たらないが, 1938年に最大規模は広東幫の48%, 続いて潮州幫(20%), 福建幫(17%), 客家幫(9%), 海南幫(4%)である(満鉄『インドシナにおける……』57ページ)。またベトナム華僑子弟の学校教育の発展については, 余以平「越南華僑華人教育的興衰及其前景」(暨南大学華僑研究所編『華僑華人研究』第2輯 広州 暨南大学出版社 1991年)に詳しい。1920年代には, フランス植民地政府の干渉を退け, ベトナム各地に中華民族の文化保持を目指す新校と幫の経営する多くの私塾が併存した。1930年代後半にも, 中国政府の華僑教育重視政策の影響で, 各地に中学校建設が相次いだ(余 同上論文 190～192ページ)。
- (7) 国際労働調査局(南洋経済研究所訳『印度支那労働調査』栗田書店 1942年)304, 308ページ。
- (8) 高田 前掲論文 63ページ。
- (9) Vu Chieu Ngu, "Political and Social Change in Vietnam between 1940 and 1946,"

博士論文, University of Wisconsin, 1984年, 552ページ。

- (10) 高田 前掲論文 69～76ページ。
- (11) 同上論文 72ページ。
- (12) ベトナム華僑が本国政府に訴えたフランスに対する要求の具体的内容は、南満州鉄道株式会社東亜経済研究局『華僑』1927年 175～180ページに詳しい。また満鉄『インドシナにおける……』114～117ページも参照。
- (13) Ky Luong Nhi, “The Chinese in Vietnam: A Study of Vietnamese-Chinese Relations with Special Attention to the Period 1862～1961,” 博士論文, University of Michigan, 1963年, 118～122ページ。
- (14) Inspection Général du Travail de l’Indochine, “Rapport sur l’émigration et l’immigration chinoise,” 1929/30 (Archives Nationales, Section d’Outre-Mer, Affaire économiques, Main d’oeuvre Indochine, Carton 26) および、巻末の付表。
- (15) David G. Marr, *Vietnamese Anticolonialism 1885-1925*, 再版, バークレイ, University of California Press, 1980年, 125ページ。
- (16) Ky, 前掲論文, 122～123ページ。
- (17) 同上論文 124～126ページ。1930年5月16日に結ばれた南京条約においても、フランスの強硬な姿勢のため妥協に数カ月を要し、3度も中断をみたという。この通商協定では国境地帯の中国諸県の物産は免税扱いとなった。
- 一方で仏印に対する蒋介石の政策は複雑であった。彼は非公式にベトナムの民族主義運動を支持し、ハイフォン、雲南鉄道沿いの地方でベトナム人を中国軍に組み入れた (Vu, 前掲論文, 553～554ページ)。
- (18) G・ルヴァスール著 成田節男訳『仏印華僑統治政策』東洋書館 1944年 22ページ。
- 1937年から39年の2年間にインドシナに入国した「難民」は9万人を越えたとする資料もある。
- (19) 『南支南洋』台湾総督官房外務部内南支南洋発行所 1939年8月号 130～131ページ (*L’Echo annamite*, 4/28, 5/8, 5/12の記事より)。
- (20) 1940年6月16日にフランスでは、ペタン元帥が権力を握り、親ドイツ派の政権が誕生していた。
- (21) Vu, 前掲論文, 554ページ。
- (22) 中国政府は1920年代末より南京政府大学院(その後の教育部)を設立して(1928年)華僑教育の推進にのりだした。暨南大学で南洋華僑教育会議が開催され、教育方針、学校行政管理、教材編纂、教師養成、教育経費、帰国進学希望者問題などが討議された。余以平 前掲論文 191ページ。またVu, 前掲論文, 553ページも参照。
- (23) Vu, 同上論文, 554～555ページ。

- (24) 太平洋戦争が始まると、英米は、蔣を支援して日本に対決させていた。ルーズベルトは中国に、世界のビッグ・フォーの地位、アジアの警察としての地位を与える方針を打ち出す（同上論文 555ページ）。
- (25) 1943年末のカイロ会談では、蔣はインドシナに領土的野心のないことを表明し、フランスのベトナム復帰を歓迎すると述べていた（同上論文 556～557ページ）。
- (26) 同上論文 567ページ。
- (27) 同上論文 558ページ。
- (28) 同上論文 559ページ。
- (29) 同上論文 560ページ。
- (30) 同上論文 562ページ。
- (31) Ky, 前掲論文, 128～129ページ。在インドシナ中国人の諸権利, 例えば旅行, 居住, 商工業の経営, 鉱業, 不動産所有などが, 他の特惠国の外国人と同様に認められた。
- (32) 同上論文 129～130ページ。それはまたフランス人入植者グループにとってもベトナム人と同様に共有された不快な感覚であった。周知のとおり, 1950年代にはいってベトナム人のナショナリズムが高まると, 衝突は不可避なものになるのである。
- (33) 古田元夫『ベトナム人共産主義者の民族政策史—革命のなかのエスニシティ—』大月書店 1991年 205～206ページ。
- (34) 同上書 204～205ページ。
- (35) 同上書 207～208ページ。
- (36) 同上書 313ページ。
- (37) 同上書 317ページ。ただし日本軍進駐期におけるベトミン結成後, 華僑がベトナム民衆運動の中でどのような位置を占めたのか不明な点が多い。
- (38) 同上書 428～429ページ。
- (39) ルヴァスール 前掲書 101ページ。
- (40) 古田 前掲書 429ページ。
- (41) 同上書 430ページ。
- (42) 同上書 430～432ページ。
- (43) 同上書 433～434ページ。
- (44) この点に関して古田氏はより具体的状況に即した見解を示している（同上書 434～435ページ）。
- (45) 鄭衡・雷奔 「民盟越南河内支部の活情況」（中国人民政治協商会議広東省委員会文史資料研究委員会編『広東文史資料』第52輯 広州 広東人民出版社 1987年）54ページ。
- (46) 同上論文 54ページ。

- (47) Vu, 前掲論文, 635ページ。
- (48) Melanie Beresford, *Vietnam: Politics, Economics, and Society*, ロンドン, Pinter, 1988年, 24~25ページ。
- (49) 鄭衡・雷奔 前掲論文 55ページ。
- (50) 同上論文 54~56ページ。
- (51) 1936年創設。抗日戦争以降, ベトナムへの多数の避難民のなかには教育界の人物が多数いた。華僑人口の増大によって幫が経営する小学校の財政にはゆとりができたこともあり, 1930年代末には中学校建設が相次いだ。数字を挙げれば, 1934年にはベトナム全土に100以上の華僑小学校が存在した(そのうち82校が南部)。1937年には南部に152校, 中部に15校, 北部に24校, 合計191校となった。生徒数は南部8659人, 中部552人, 北部2917人, 総計1万2128人となった。1943年には小学校総数349校, 生徒は3万2000人を数えた(余以平 前掲論文 192ページ)。
- (52) 日本軍の投降後, 英仏軍の上陸の際, 南部華僑の死者が多数あったとされるが, 詳しいことは不明(鄭衡・雷奔 前掲論文 56ページ)。
- (53) 同上論文 57ページ。
- (54) 同上論文 58~59ページ。
- (55) 李白茵「戦後越南南方華僑・華人経済的演変」(福建省華僑歴史学会編『華僑歴史論叢』第5輯 福州 同史学会 1989年) 138ページ。
- (56) Ky, 前掲論文, 44ページ。
- (57) 同上論文 148~149ページ。
- (58) 同上論文 148ページ。
- (59) 余以平 前掲論文 194ページ。
- (60) Ky, 前掲論文, 136~138ページ。